

# 銀行における株券電子化への取組み

2009年1月に株券電子化が実施されるまでに、後1年半を残すところとなった。銀行は、発行会社、担保権者などいくつかの立場で対応が必要となる。制度対応に向けた準備を行うとともに、将来的な預かり資産拡大に向けた顧客サービスの拡充を考える必要がある。

## 株券電子化への準備は2007年から本格化

2009年1月に株券電子化が実施される予定である。残り1年半あるものの、実はそれほど時間的な余裕はない。

業界全体で証券保管振替機構（以下、保振）に預託されていない株券は856億株（うち銀行などの担保株券は54億株<sup>1)</sup>）ある。電子化実施直前の2008年は、受け入れ側である証券会社や信託銀行などでは事前預託への対応に加えて、新制度への移行準備に追われる。2008年に事前預託が集中した場合、事務処理遅延などが懸念されることから、これらの処理を平準化させるためにも、2007年に相応の準備をしていくことが求められる。

一方、2007年半ばからは、株券を銀行の貸金庫に保管している顧客や、担保として株券を差入れている顧客などからの株券電子化への問合せが増えるであろう。特に、6月末から7月にかけては強化期間（図表1）と位置づけられており、発行会社からの案内やテレビCMなどによる周知活動が活発に行われる

見込みである。そうなると、株券電子化に対する認知度もさらに高まる。銀行では顧客への対応方針も含めた準備が求められる。

## 制度対応に向けた準備

銀行は以下の4つの立場で、それぞれ対応が必要となる。

発行会社

- ・保振非預託となっている銀行の株主に対して、本人名義となっていない株券の名義書換や預け入れに関わる周知

- ・特別口座<sup>2)</sup>で管理される銀行の株主に対する残高・振替、加入者情報、権利配当を行う特別口座管理機関の選定

投資家

- ・純投資や政策投資で保有する、保振非預託となっている株式の預け入れ

担保権者

- ・銀行が既に保有する担保株券の管理及びこれから担保として受入れる株券への対応  
貸金庫サービス提供者

### Writer's Profile



内山 浩一  
Koichi Uchiyama

金融ITマネジメント  
コンサルティング部  
上級システムコンサルタント

専門は金融ビジネスの  
企画・調査  
focus@nri.co.jp

図表1 株券電子化に向けたマイルストーン

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
制度実務等 対応状況			担保株券の移行 の預託手続き（検討中）	特例預託 対応の事前 確認スキーム 開始（1月）	総株主 通知利 用の実 株通知（10月）
移行対応の 事前預託推進の 主なターゲット		個人・法人のタンス株	強化期間 6月末～7月	担保受入株 （検討中）	電子化実施 目標日
				保護預り保振非預託分	

（出所）証券決済制度改革センター「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画（改訂版） 3ヵ年計画」H18.10より一部抜粋  
http://www.kessaicenter.com/mile/denshika-3month.pdf

・貸金庫に株券を保管している顧客に対する周知

とりわけ担保株券の取り扱いについては、従来の管理方法と大きく変わるため、銀行の関心は高い。しかし従来、融資部門では株式業務にあまり馴染みがなく、制度の理解から実務への落とし込みをするのに苦労するとの声が聞かれる。

現行の保振制度下で、担保株券を質権設定できるように保振預託するには、担保権者が手続きを行うわけにはいかず、一旦担保権設定者に返却し、預託を行う必要がある。特例期間<sup>3)</sup>中に銀行が保振預託を行う方式を採用することも考えられるが、この期間中の預託可能株式数は30億株<sup>4)</sup>とも言われており、手続きが集中すると前述のような事務リスクが懸念される。

したがって、事前に保振預託を行うという方法を採用することになる。そのための実務を検討し、株券のクリーニング<sup>5)</sup>、預け入れを実施していかなければならない。ポイントは、株券電子化制度移行前に、担保株券の占有状態を保ったまま株券を預け入れ、株券電子化制度後も継続して管理できるようにすることである。このような準備は、銀行の融資部門単独で行うことには限界があり、証券会社など外部を活用することが現実的であると考えられる。

また、2009年1月までの間に保振預託を行

った顧客の株券を担保にできるよう、実務を検討する必要がある。株券電子化制度移行前に保振預託を行った顧客に対して、再度本券を引き出してもらい、担保設定を行うことは、避けなければならない。

行内の事務手続き変更にあたって、支店と本部との役割分担の見直しも必要である。従来の担保株券は支店で保管されてきたが、株券電子化後では、電子的な管理となるため本部一括で集中管理することも考えられる。このような業務を見直し、本部支店での役割分担を明確にするとともに、体制を整えておく必要がある。

### 将来的な預かり資産の拡大に向けた顧客サービスの拡充

銀行は、顧客に対してさまざまな商品・サービスを提供する総合的な金融サービス業を目指しつつある。この立場で株券電子化を見たときには、顧客の株式資産を取り込むチャンスと捉えることもできる(図表2)。

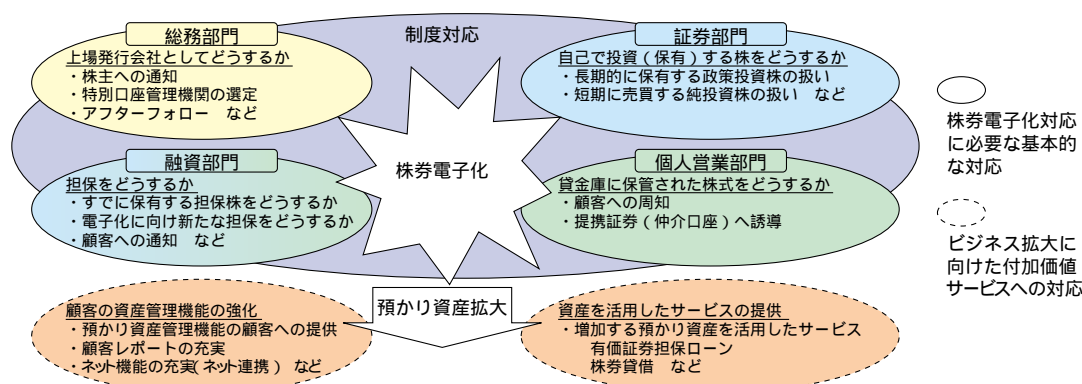
銀行は顧客の預かり資産全体に対して資産活用、投資アドバイス、相続サポートを提供していくことが考えられる。また、増加する預かり資産全体を担保としたローンサービスを提供していくことも考えられる。

株券電子化に向けて、制度対応として捉えがちであるが、預かり資産ビジネスの拡大という視点を持つことも必要であろう。 □

#### NOTE

- 1) 2006年10月日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター「株券の保管状況に関するアンケート調査結果(2006年10月)」
- 2) タンス株などについて保振預託を行わないまま2009年1月を迎えた場合、発行会社が開設する特別口座にて管理されることになる。特別口座は新制度移行直前の株主の名義で開設される。
- 3) 現行の保振制度では、質権者が単独で担保株券を保振預託することを認めていない。一斉移行に係る特例措置として、特例期間(移行日の1ヶ月前から2週間前の前日)については、質権者が単独で保振預託することができる。
- 4) 2006年1月24日 証券決済制度改革推進センター「証券決済制度改革推進会議」(第7回)議事要旨
- 5) 上場、非上場のチェック、事故照合などが含まれる。

図表2 銀行における株券電子化に向けた対応



(出所) NRI